

令和 7 年 度  
(2025年度)

工事監査（土木 1）結果報告

高崎市監査委員





第302-6号  
令和8年2月2日

高崎市長 富岡賢治様  
高崎市議会議長 根岸赴夫様  
高崎市教育委員会教育長 小林良江様

高崎市監査委員 南雲孝志  
同 市川克弘  
同 丸山和久  
同 時田裕之

令和7年度工事監査（土木1）の結果報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。



## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和7年度工事監査（土木1）は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

### 第3 監査の期間

令和7年10月7日から令和7年12月26日まで  
（実地監査日 令和7年11月6日）

### 第4 監査の対象

- 1 対象工事 史跡箕輪城跡西側法面工事
  - (1) 場所 高崎市箕郷町西明屋
  - (2) 契約工期 令和7年6月26日から令和8年3月23日まで
  - (3) 概要 法面工 一式  
斜面補強工  
鉄筋挿入工  
植生工  
敷地造成工 一式  
支障木伐採伐根工  
掘削工等
- 2 契約金額 161,700,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 3 対象部課
  - (1) 財務部 契約課、技術監理課
  - (2) 建設部 土木課
  - (3) 教育部 文化財保護課

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

- 1 計画
  - (1) 施工上必要な諸官庁、インフラ管理者との協議、調整が行われているか。
  - (2) 地元住民や関連工事への事前説明及び調整は適切か。

(3) 予算との整合及び施工の決裁手続きは適正か。

## 2 設計

(1) 事業目的、法令等に適合した設計か。

(2) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

(3) 設計基準、設計資料の整備状況及びその運用は適切か。

(4) 設計図書は的確に作成されているか。

(5) 工期の設定は適切か。

(6) 効率性、経済性及び環境並びに維持管理に配慮した設計か。

## 3 積算

(1) 積算基準、積算資料の整備及び運用は適切か。

(2) 歩掛、単価及び数量並びに金額は適正で正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 諸経費は適切に算出され、排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

## 4 契約

(1) 入札の方法及び調達手続きは適正かつ公正か。

(2) 入札条件、内容が明確に示され、設計書及び仕様書は適正に作成されたか。

(3) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定並びに秘密保守の方法は適正か。

(4) 資格審査は適正か。

(5) 入札及び開札が公正で、記録が整備されているか。また、落札者の決定は適正か。

(6) 契約書の調製は内容が適切で適正か。

(7) 各種保証金等の取扱いは適正か。

(8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

(9) 監督、検査、検収及び立会いは厳正に行われているか。

(10) 契約書どおりの履行がされているか。

## 5 施工

(1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正か。

(2) 工事施工計画は適切か。

(3) 法令等を遵守し、設計図面どおりに施工されているか。

(4) 施工体制台帳が整備され、監理技術者等は適正に配置されているか。

(5) 各種承諾図書、工事記録写真及び請負人提出書類は整備されているか。

(6) 各種検査、材料試験等が適正で、その記録は整備されているか。

(7) 現場の安全管理は適切か。

(8) 工程管理及び品質管理は適切か。

(9) 関連工事との連携及び各工事関係者との連絡は適切か。

(10) 環境に配慮した施工か。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

また、工事関係書類の審査や現場の施工状況の調査などの技術面については、専門的な知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を求め実施した。

## 第7 監査の結果

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書を参考とし、工事の計画、設計、積算、契約、現場における施工等について総合的に判断したところ、予算の目的に従い、関係法令に準拠して執行されており、おおむね適正であると認められた。

なお、今後行われる工事の実施に際して、工事監査技術調査結果報告書を参考にされたい。

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書は次のとおりである。



高 崎 市

令 和 7 年 度

工 事 監 査 技 術 調 査

結 果 報 告 書

令 和 7 年 1 1 月 2 8 日

受託者：公益社団法人 大阪技術振興協会

調査員：技術士（建設部門・総合技術監理部門）

西 本 和 正

監査実施日：令和7年11月6日（木）

監査場所：高崎市役所入札控室及び当該工事現場

監査執行者	代表監査委員	南雲 孝志
	監査委員	市川 克弘
	監査委員	丸山 和久
	監査委員	時田 裕之

監査立会者：監査委員事務局

監査対象工事：史跡箕輪城跡西側法面工事

工事担当課：建設部 土木課

事業主管課：教育部 文化財保護課

## 目 次

1	工事概要等説明者他	2
2	工事目的	2
3	工事概要	2
	(1) 工事場所	2
	(2) 工事内容	2
	(3) 工事請負業者	3
	(4) 設計業務	3
	(5) 工事監理業務	3
	(6) 事業費	3
	(7) 工事期間	3
	(8) 工事進捗状況	3
	(9) 契約方法	3
	(10) 入札年月日	3
	(11) 契約年月日	3
	(12) 工事監督員	3
4	総評	3
5	書類調査による監査結果	4
	(1) 計画について	4
	(2) 設計について	4
	(3) 積算について	5
	(4) 入札・契約について	5
	(5) 施工管理について	5
6	現場施工状況の調査結果と今後の留意・検討事項	6
	(今後の留意・検討事項)	6
	(工事監査実施状況写真)	7

# 史跡箕輪城跡西側法面工事

## 1. 工事概要等説明者他

### ・市職員

財務部長 契約課長 技術監理課長

建設部長 土木課長 土木担当係長 技師（監督員）

教育部長 文化財保護課長

### ・請負者

高橋・群馬史跡箕輪城跡西側法面工事特定建設工事共同企業体

高橋建設株式会社 監理技術者 取締役土木部長

群馬土建工業株式会社 監理技術者

## 2. 工事目的

高崎市箕郷町にある史跡箕輪城跡は、榛名山東南麓の標高 270m前後の台地を中心に東西約 500m、南北約 1,100m、面積約 47 haの範囲に広がる平山城であり、戦国時代から、わが国の多くの歴史上の舞台として登場し、国の史跡にも指定されている。

当該箕輪城跡の西側斜面は、令和 6 年 8 月、9 月の大雨の影響により崩落が発生したため、その修復・保全を図る目的で史跡箕輪城跡西側法面工事（以後、「本工事」という。）を行うこととなった。

また、当該斜面下には、県道 28 号線に繋がる市道箕郷一城西線があり、群馬県立農林大学校にも通じる通勤・通学利用も多い重要な路線であるため、本工事は、当該路線への土砂崩落あるいは、落石・落（倒）木等の予防策として重要なものとされている。

## 3. 工事概要

本工事は、法面保護工事であり、工法は地山補強土工を採用している。

当該工事では、まず、支障木の伐採を行った後、法面の鉄筋挿入位置を削孔する。

次に削孔位置に鉄筋を挿入し、主ロープ・補強ロープを支圧・固定板、クリップ等で固定し、法面を保護する。また、必要があれば、表層崩壊防止のため、中抜け防止材として植生マットを設置することとしている。

(1) 工事場所	高崎市箕郷町西明屋	
(2) 工事内容	法面工	一式
	斜面補強工	
	鉄筋挿入工	
	植生工	
	敷地造成工	一式
	支障木伐採伐根工	
	掘削工等	

- (3) 工事請負業者 高橋・群土史跡箕輪城跡西側法面工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高橋建設株式会社
- (4) 設計業務 業務委託（委託先：株式会社 測研）
- (5) 工事監理業務 自主監理
- (6) 事業費 設計金額 163,548,000 円（税込）  
請負金額 161,700,000 円（税込） 請負率 98.87%
- (7) 工事期間 令和7年6月26日～令和8年3月23日
- (8) 工事進捗状況 計画出来高 19.3%、実施出来高 11.2%（令和7年9月30日現在）
- (9) 契約方法 一般競争入札（参加 4者）
- (10) 入札年月日 令和7年5月26日
- (11) 契約年月日 令和7年6月25日
- (12) 工事監督員 建設部 土木課 課長  
土木担当係長  
技師（監督員）

#### 4. 総評

本工事は、令和7年5月26日に入札、同年6月25日に工事請負契約を行い、準備工として現地調査や試験掘削工事、また工事実施のための関係機関協議を進め、本体工事に入り、地山補強土工で法面の鉄筋挿入位置を削孔機械にて掘削し、補強材を挿入した後、セメントミルクの注入段階に至っていた。

令和7年9月末日現在の進捗率は、計画出来高 19.3%に対して実施出来高 11.2%と着工当初段階で大きな遅れがみられる。これは、特記仕様書に掲げられているとおり、本事業が文部科学省指定の国史跡の整備工事であるため、何よりも地表下に存在する遺構・遺物保全を最優先し、慎重に進めたためである。

今後も先の特記仕様書に留意して慎重に進められることを最優先すべきと思われるが、9月末日付けで提出された工事工程報告書を確認したところ、既に構成比の高い斜面補強工と鉄筋挿入工に着手しており、これらに集中的に取り組むことにより、突発的な事象が起こらない限り遅れを取り戻し、計画どおりに進めることが可能と判断する。

11月6日午前10時から、監査委員による工事監査として高崎市役所内入札控室において書類審査を行い、午後から現場監査が実施された。

書類審査の方法は、予め関係図書の提示を求め、担当職員から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進められた。

当該書類審査の結果については、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階毎に必要な書類の整備状況及び工事監理の状況を確認しいずれも良好であった。

また、現場監査は、午後1時30分から現地の箕郷支所3階農業委員会室で行われ、改めて現場確認資料が提示され、請負業者等から工事概要の説明があった。

その後、監査委員を中心に工事現場を確認しつつ、質疑応答が行われた。

その結果についても、特に大きな課題は見受けられず、おおむね良好な状況と判断できる。個々の調査結果において気付いた点については、以下の各項目別の所見に再掲しているので、確認されたい。

なお、評価に使用した用語の定義は、以下のとおりである。

- 改善**：早急に改善措置を求めるもの。
- 留意**：今後に向けて、留意・検討すべきもの。
- 意見**：参考として述べるもの。
- 適正**：適切であり、概ね問題がないこと。

## 5. 書類調査による監査結果

本工事の関係図書は、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。個々の調査結果については、調査した事項のうち、特に留意を要する点、事実確認を要する点等について各項で記述するので、確認した上、必要に応じて対応されたい。

### (1) 計画について

前述のとおり、本工事の対象地である箕輪城跡においては、令和6年8月、9月の大雨の影響により西側斜面の崩落が発生したため、その修復保全を図ること及び斜面下の重要路線である市道への土砂崩落あるいは、落石・落（倒）木等の予防策として、緊急的に法面工事を行うものである。そして、崩落発生後、直ちに同時並行的に地質調査及び設計委託を行い、文化庁の令和6年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の取得に向けて、令和6年12月12日付けで交付申請を行った。これはきわめて迅速な動きである。

結果として、令和7年2月3日付けで「史跡 箕輪城跡 歴史生き活き！史跡等総合活用整備（災害復旧・補正）事業」として、交付決定通知を受けており、国庫補助率は70%、起債充当率は100%である。

本工事は、以上の経過のとおり災害復旧工事として位置付けられ、調査、立案も速やかに行われ実施に至っている。本工事の位置付けは明確であり、迅速かつ計画的に進められていることを確認した。

**適正**

### (2) 設計について

設計に関しては、株式会社 測研に業務委託していた。

本工事の設計は、日本道路協会「道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）」、「道路土工 擁壁工指針（平成24年7月）」、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社「切土補強土工法設計・施工要領（令和6年7月）」及び東京製綱株式会社「GF式鉄筋挿入工 設計施工マニュアル（令和7年4月）」等を基本として行われている。

設計においては、令和6年8月、9月の被災後直ちに動き、諸手続きを経て、10月28日に入札が行われ、10月30日に設計業務委託契約が行われていた。その後、速やかに調査、立案、設計業務が実施され、事業計画も立案された。令和7年3月24日に設計業務完了に至り、3月25日に業務竣工検査が行われ、本工事発注手続きに至っている。

設計方針としては、史跡保護のため、大規模な掘削工事を伴わない地山補強土工を選定し

ている。その結果として、良好に残っている上部の遺構が損傷することを防ぎ、史跡箕輪城跡地の本質的価値を保存することができるとしている。

また、当該工法を用いると、支障木の伐採が必要最小限で、ほぼ全面緑化が可能となるため、史跡箕輪城跡の自然斜面による周辺の景観との調和を図ることができるとしている。

適正

### (3) 積算について

積算は、主に群馬県県土整備部「積算基準及び標準歩掛（土木編）Ⅰ（令和6年10月1日）」、「積算基準及び標準歩掛（土木編）Ⅲ（令和6年10月1日）」、「群馬県基礎単価表（令和7年4月1日）」、建設物価調査会「Web 建設物価（令和7年4月1日）」及び経済調査会「積算資料電子版（令和7年4月1日）」等に基づき実施されていることを確認した。

積算に際して、単価・歩掛がない場合は、業者見積りを徴取し、当該価格の平均単価を採用している。さらに、必要に応じて特別調査も実施して、決定している。

数量計算書の照査についても、高崎市検査規定第14条第1項に基づき、技術監理課で設計審査を行っている。

また、コスト縮減策としては、コスト縮減チェックリストで、以下の点を確認している。

- ・優先順位・緊急性・重要性を検討している。
- ・関連事業、各占用者等と十分な協議、調整を行い、事業の円滑化・効率化を図っている。
- ・計画及び設計の各段階で、位置、構造、施工方法、維持管理等の経済比較を行っている。
- ・公共事業発注見通しに沿った計画的かつ迅速な発注を行っている。
- ・景観に配慮された計画になっている。
- ・文化財保護課と協議し、歴史的重要な構造物等を考慮した計画となっている。

以上により、積算についても、概ね適切に対処方法等が整備されており、特に問題は見受けられなかった。

適正

### (4) 入札・契約について

入札は、一般競争入札で行われ、4者の応募があり、その結果、高橋・群土史跡箕輪城跡西側法面工事特定建設工事共同企業体が落札した。それらの内容について聞き取りをしたところ、一連の手続きが概ね適正に行われたことを確認した。

また、入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで契約を締結し、その後、近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。

適正

### (5) 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び特記仕様書を基本としている。

また、本工事においては、特に「施工条件の明示」として、①工程、②用地、③公害対策、④排出ガス対策型建設機械、⑤現場、⑥安全対策、⑦工事用道路、⑧仮設備、⑨工事支障物件、⑩建設発生土・産業廃棄物、⑪コリンズの登録、⑫その他に分けて、施工管理実施の極めて詳細な指示を行っている。

受注者も、それらを受けて、速やかに7月7日付けで工事現場着手通知書を提出している。

施工計画書においても、先の条件明示を受け、工事概要及び実施工程表から、順次、再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法に至るまで、必須項目が記載されていた。

また、出来高・工程の現状等についても、準備工及び支障木伐採伐根工がほぼ完了したばかりの段階であったため、主に提出が可能となった資料で確認することとなった。

以上の限定的な実施状況ではあるが、できる限り丁寧に確認を行った。  
結果として、特に重要な指摘をすべき事項はなかった。

適正

## 6. 現場施工状況の調査結果と今後の留意・検討事項

高崎市の現地監査として、監査委員に同行する形で、現場確認を行った。

現場監査は、午後より工事現場に赴き、箕郷支所農業委員会室において、本工事の施工概要、進行状況、課題等の説明を受けた後に、現場監査を行う流れで進められた。

本工事は、工事施工中で準備工等の最終的な押さえがされている状況であった。工事進捗として確認すべき事項は少なかったが、できる限り施工状況の確認を行った。

結果は、現場は概ね計画どおりに施工され、厳しい現場施工管理以外は、大きな課題も見受けられなかった。その後、書類審査を行った市役所内入札控室に戻り、監査委員から、最終的な質疑があり、土木課からの応答が行われた後に、最終の講評を行った。

適正

### (今後の留意・検討事項)

本工事監査の第一の注目点は、8月、9月の2回に渡る大雨の影響により、当該箕輪城跡の西側斜面に崩落が発生した際、その修復保全を図る工事实施の緊急性が高い上、厳しい現場条件の中で、調査・計画・設計・積算・契約・施工という一連の動きに驚くべき迅速性があったことである。緊急事態として、対策工事实施の方針が決定した中、工事発注者である高崎市の各部署の連携や、調査・設計委託業務を行う者、さらに工事施工者とも強い連携をもって動かなければ、今回のような速やかな工事实施には至らなかったと思われる。

さらに、そこに同時並行して、国庫補助事業としての財源確保の手続きまで完遂させたことは、驚くべき動きである。このことは高く評価しておくべきものとする。

今後も、こういった動きが行われ、その厳しい状況の中で、現場である史跡箕輪城跡が、戦国時代から、わが国の多くの歴史上の舞台として登場した国の史跡であることも考慮し、それにふさわしい工事内容にとりまとめを行い事業を進めてもらいたい。

本工事は、始まったばかりと言える状況であり、本監査の中で行う進捗管理及び工事監理についての詳細の審査はこれからと考え、今後の技術監理課を中心とした動きに期待し、今回は、敢えて、特記事項として、記録に留めるものとした。

意見

したがって、高崎市においては、今後発生すると思われる公共施設全体の改築更新に対応できる実施体制を堅持し、今後の様々な事業を、より一層推進されることを期待する。

以上

(工事監査実施状況写真)



写真-1 工事概要説明及び書類審査状況



写真-2 工事概要説明者他



写真-3 現場施工状況①



写真-4 現場施工状況②



写真-5 現場施工状況③



写真-6 現場施工状況④



写真－7 現場施工状況⑤



写真－8 工事看板設置状況



写真－9 最終確認及び講評等状況

－ 了 －